

(別表-1)

単品スライド条項対象品目

品目名	該当材料
鋼材類	鉄筋、形鋼、矢板、鋼管(杭)、ダクタイル鋳鉄管、ボルト、ナット、鉄線、鉄網等鉄製品 等
燃料油	ガソリン、軽油、重油、混合油 等
その他金属類	ステンレス製品、アルミニウム製品、銅製品、等非鉄金属製品
その他石油製品	合成ゴム等石油製品、瀝青系資材 等
コンクリート類	生コンクリート、セメントモルタル、セメント
アスファルト類	加熱アスファルト混合物、アスファルト乳剤 等
コンクリート製品類	U字溝、L形側溝、ボックスカルバート、コンクリート擁壁、その他プレキャスト製品 等
石材類	砕石、砂(再生材を含む。)、捨石、栗石、張り石、山土 等
木材類	角材、木杭、木矢板などの木製品
合成樹脂類	硬質塩化ビニル管、一般ポリエチレン管等合成樹脂製品
タイル類	内外装タイル、床タイル 等
ガラス類	フロートガラス、強化ガラス 等
内装ボード類	石膏ボード、岩綿吸音板 等

1. 品目分類は、上記の表を基本とする。
2. 上記分類に無い品目等については、監督員と協議すること。
3. 単品スライド条項の対象とする工事材料は、同条項の主旨により、当該工事の主要な材料であること。